

令和 2 年 2 月 27 日
狛江市監査委員決定

令和 2 年度監査基本計画

1 監査委員の役割

監査委員は、地方自治法により設置された独立性及び専門性を有した執行機関として、常に公正不偏の態度を保持して監査を行い、公正で効率的な市の行財政運営を確保することを責務としています。

令和 2 年 1 月の月例経済報告によると、わが国の経済は「景気は輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国の EU 離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。」とあります。

狛江市においては、歳入の根幹となる市税では、個人市民税が平成 30 年度決算では納税義務者数の増加や所得環境の改善などにより増収となり、平成 31 年度においても同様の傾向にあります。しかしながら、歳出においては、社会保障費の自然増や保育園の待機児対策、子育て・教育支援複合施設の開設、消費税率引上げによる影響の通年化による経費の増などが見込まれるところであることから、その財源確保は大変厳しい状況にあります。

令和 2 年度予算編成方針では、昭和 45 年の市制施行から 50 周年という大きな節目の年度であり、これまでの半世紀の市の歴史や文化を見つめ直すとともに、新しい狛江の創出に向け、職員一人ひとりの創意工夫により限られた財源を有効活用して、市民サービスの向上及び行政課題の解決に取り組むこととされています。そのためには、職員の創意工夫と更なる内部努力の積み上げにより、一つひとつの事業を効率的で実効性の高いものとするよう努めることや、所管する全ての事務事業及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、必要性や効果・経済性等を厳しく精査することで、必要な見直し・再構築を行うこととされています。

上記のことを踏まえ、監査委員は、行財政運営の検査機関の役割を果たすべく、公正かつ効果的な監査を実施します。

2 基本方針

令和2年度の監査等については、狛江市監査基準第8条に基づき、次の基本方針に則して実施します。

- (1) 市の事務事業について、管理、執行が法令等に則って適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、正確性、経済性、効率性及び有効性並びに後期基本計画の推進の観点からも、適正な予算執行が図れるよう、検証を行います。
- (2) 監査の実効性を確保するため、違法、不正の指摘に留まらず、指導に重点をおいて監査等を実施するとともに、監査の結果に基づく改善状況等に対し、是正、改善を求め、その状況を常に把握します。
- (3) 監査に当たっては、対象部署においてチェック体制の整備や運用が適切に行われているか留意します。
- (4) 市民の視点に立ち、身近でわかりやすい監査を目指し、監査の結果等に関する情報については、市ホームページに速やかに掲載します。

3 監査等の方針

令和2年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容については、別途、各実施計画において定めます。

(1) 定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)

平成31年度における財務に関する事務や事業及びその他の事務や事業の執行が、法令等に則って適正に行われているかはもとより、経済性、効率性、有効性にも留意して監査を実施します。

(2) 指定管理者監査

(地方自治法第199条第7項)

市の施設等の指定管理業務を行っている団体について、指定管理業務委託に係る出納その他の事務について、公の施設の設置目的を効果的に果たしているか監査し、併せて、所管課の指定管理に係る事務及び当該団体への指導監督が適切に行われているかについて監査を実施します。

(3) 財政援助団体監査

(地方自治法第199条第7項)

市が補助金等の財政援助を行っている団体等について、原則として平成31年度に執行された財政援助に係る出納その他の事務について監査を実施し、併せて、所管課の財政援助に係る事務及び当該団体への指導監督が適切に行われているかについて監査を実施します。

(4) 例月出納検査

(地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

各会計の毎月の出納を対象として、計数等が適正なものとなっているか確認をするとともに、各月末の現金等の保管状況の検査を実施します。

(5) 決算審査

(地方自治法第 233 条第 2 項)

平成 31 年度の決算を対象として、各会計の決算及び関係書類等の正確性や予算の執行、財産管理及び会計の適正性、健全性などについて、他の監査等や例月出納検査も活用しながら的確な審査を実施します。

(6) 基金運用状況審査

(地方自治法第 241 条第 5 項)

平成 31 年度の各種基金を対象として、基金の運用状況を示す書類等の計数が正確なものになっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施します。

(7) 健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条)

市長から提出された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定された、平成 31 年度の実質赤字比率等の健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施します。

4 監査等の実施期間

監査等の実施期間は、下表の予定で実施します。

令和 2 年度監査等実施予定表

監 査 等 の 種 類	実 施 期 間
定 期 監 査	11 月～2 月
指 定 管 理 者 監 査	9 月～12 月
財 政 援 助 団 体 監 査	10 月～1 月
例 月 出 納 検 査	毎月下旬
決算審査（基金運用状況審査含む）	6 月～8 月
財政健全化判断比率等審査	7 月～8 月

※決算審査意見書は市長に提出し、市長は決算書、決算資料と共に狛江市議会へ提出

5 監査の結果等及び措置状況の公表

監査の結果等及び市長、関係機関の監査の結果に基づく措置状況については、速やかに市ホームページ等を通して、公表及び掲載を行います。